野辺地町高度無線環境整備推進事業

事業者選定公募型プロポーザル実施要領

令和５年３月

野辺地町

野辺地町高度無線環境整備推進事業

事業者選定公募型プロポーザル実施要領

１．目的

　　この要領は、野辺地町高度無線環境整備推進事業の事業者を公募し、プロポーザル方式

（書面プロポーザル方式）により選定するにあたり必要な事項を定めるものとする。

２．事業の概要

（１）事業名

　　　野辺地町高度無線環境整備推進事業

（２）事業の目的

　　　本事業は、野辺地町内の超高速ブロードバンドインターネットサービス未提供地域に

おいて、総務省の高度無線環境整備推進事業（以下「国事業」という。）を活用して高速

かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路設備等を整備し、地域における情

報格差を解消することを目的とする。

なお、本事業は民設民営方式により実施するものとし、電気通信事業者（以下「事業

者」という。）を公募により選定し、事業費の一部を野辺地町が負担する。

（３）事業実施場所

　　　野辺地町内における光ファイバ未整備地域を対象とする。

　　　※技術的に整備が困難な場所、整備する必要がない場所、高速無線通信など代替とな

る技術を利用することでより効率よく良質なサービスを提供できる場合は除く。た

だし、整備しない場所については、提案時に合理的な理由又は代替となる手段を明

示すること。

（４）事業実施期間

　　　国事業の補助金交付決定日から令和６年３月３１日まで。

　　　ただし、工期について整備に必要な期間を確保できない場合は、企画提案書にその旨

を記載すること。

（５）事業内容

　　「野辺地町高度無線環境整備推進事業仕様書」のとおり

（６）補助金

　　　野辺地町は本事業を実施する事業者に補助金を支払う。

　　　野辺地町が交付する補助金額は、６３，２４７千円を上限とする。

３．参加資格要件

（１）電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第２条第５号に規定する電気通信事業者

であること。

（２）国事業を活用する事業者であること。

（３）安定的かつ継続的なインターネットサービスが提供できる高速・大容量無線局等に対

応しうる光ファイバ網の整備が可能であること。

（４）青森県内において光ファイバによる高速ブロードバンドを提供していること。

（５）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定にいずれも該当

しないこと。

（６）青森県又は野辺地町の指名停止の措置を受けていないこと。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立がなされてい

る者でないこと。

（８）民事再生法（平成１１年法律第２５５号）に基づく再生手続開始の申立がなされてい

る者でないこと。

（９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に

規定する暴力団員でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

４．スケジュールについて

|  |  |
| --- | --- |
| 公募期間 | 令和５年３月３０日（木）～４月１０日（月）１６時まで |
| 質問書の提出期限 | 令和５年４月　５日（水）１６時まで |
| 質問書への回答 | 令和５年４月　７日（金） |
| 参加表明書の提出期限 | 令和５年４月１０日（月）１６時まで |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和５年４月１４日（金）１６時まで |
| 事業者選定審査 | 令和５年４月１９日（水）※予定 |
| 審査結果通知 | 令和５年４月２１日（金）※予定 |

５．説明会の実施について

　本事業に関する説明会は実施しないこととする。

６．参加申込について

　　本プロポーザルへの参加を希望する事業者は下記のとおり申し込みを行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和５年３月３０日（木）～４月１０日（月）１６時まで |
| 提出方法 | 電子メールによる提出送付先：chiiki-kikaku@town.noheji.lg.jp |
| 提出書類 | ①参加表明書（様式１）②会社概要（様式２又はこれに準じたもの）③光インターネットサービス実績調書（様式３又はこれに準じたもの） |

７．質問及び回答について

　　本実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合は下記のとおり提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和５年３月３０日（木）～４月５日（水）１６時まで |
| 提出方法 | 電子メールによる提出送付先：chiiki-kikaku@town.noheji.lg.jp |
| 提出書類 | 質問書・回答書（様式４） |
| 回答方法 | 令和５年４月７日（金）に電子メールで回答 |

８．企画提案書等の提出について

　　下記事項を含めた企画提案書等を作成し、下記のとおり提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和５年３月３０日（木）～４月１４日（金）１６時まで |
| 提出方法 | 持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残せるもの） |
| 提出部数 | 製本５部（押印した正本１部、副本４部）電子ファイルを格納したＣＤ－Ｒ等　１枚 |
| 提出書類 | ①企画提案書届出書（様式５）②企画提案書（様式任意）　※別添「企画提案書 作成要領」に基づき提案すること。③光ブロードバンド整備工程計画表（様式任意）④サービス提供イメージ図（様式任意）⑤見積書（様式任意） |

９．プレゼンテーション及びヒアリングについて

　　書面プロポーザル方式のため、プレゼンテーションについては実施しない。

　　ただし、ヒアリングについては、必要に応じて随時実施するものとする。

10．審査方法等について

　　提案内容について、審査会議において以下の項目により審査（評価）を行い、事業者を

選定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
| 整備方針（提案コンセプト） | ・本事業の目的に沿った提案であるか等 | ２０点 |
| 事業遂行・維持能力 | ・日本国内、青森県内におけるサービスの提供実績はあるか等・本事業に係る事業計画は適切であるか等 | ２０点 |
| サービス内容 | ・サービスの内容は充実しているか等・利用者が負担する初期費用、月額利用料金は適切であるか等 | ２０点 |
| 保守・管理・運用体制 | ・ユーザーサポート体制は適切であるか等・設備の保守運用体制は適切であるか等 | ２０点 |
| 事業費 | ・事業費が適切に算出されているか等 | ２０点 |
| 合計 | １００点 |

11．審査結果について

　　令和５年４月２１日（金）に文書で通知します。※通知日については予定

12．その他について

　（１）企画提案書等作成、その他本プロポーザル応募に要する費用は、参加者の負担とす

る。

　（２）提出された企画提案書等は、返却しない。

　（３）提出された企画提案書等は、審査以外の目的に使用しない。

　（４）選考結果に対する質問には回答しない。

13．問い合わせ先

　　〒０３９－３１３１　青森県上北郡野辺地町字野辺地１２３番地１

　　　野辺地町役場 企画財政課 企画政策担当

　　　電　話：０１７５－６４－２１１１（内線２６１）

ＦＡＸ：０１７５－６４－７５１０

　　　Ｅ－ｍａｉｌ：chiiki-kikaku@town.noheji.lg.jp